

論 点 整 理 表

資料1
H24.11.15

論 点	主な意見、キーワード	意見のまとめ	自治基本条例	市民参画と協働の推進条例	要綱・制度・仕組みなど
区ごとの協議の場について	<ul style="list-style-type: none"> ・条例や要綱での設置や区長の諮問機関的な形態であったり、また、その役割も議会的な意味合いのものから連絡調整会的なものまで様々。 ・各種団体が集まり、たくさんの意見が出る組織。 ・区の予算について考えることができる場。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題について、様々な区民が集まり、まちづくりに関して予算を含む多様な意見を出し合う場、ネットワークが必要。 		第21条 合意形成	協議の場について制度策定中
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOの意見がどのように反映されるのか、整理されるべきである。 ・地域でNPOの取り組みを話すことができるように繋がりを持ちたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民だけではなく、様々な主体が集まり、区ごとの地域コミュニティ活動、市民公益活動を活発化 			
政令指定都市移行に伴う見直し項目 区コミュニティのあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センター「あいぼーと」の有効活用、校区自治協議会など団体間の連携による情報共有などの協力。 ・協働のための資源や情報へのアクセスの保障が大事。コミュニティセンター等で、参画・協働の手法について情報を得る機会が必要。 ・市民が話せる拠点づくり、活動しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいぼーと」の有効活用、「コミュニティセンター」等の地域の拠点を区民の参画・協働の機会を保障する 	第25条 情報共有の原則 第30条 市民参画・協働のための仕組み	第16条 自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり 第18条 活動の場の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 市民が公益活動に取り組むための指針 V-1情報共有化への環境整備 (1)活動団体の情報発信と提供 V-2交流、ネットワークづくりの場の提供と活用 (1)熊本市市民活動支援センターの活用 (2)地域コミュニティセンター、公立公民館の活用 市民活動支援センター規則、要綱
	<ul style="list-style-type: none"> ・区のみまちづくりの独自性や柔軟性 	<ul style="list-style-type: none"> ・区ごとの柔軟で独自性に満たないまちづくりの推進 			各区振興ビジョン策定中
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりをどの主体で行うのか(自治協議会、自治会)。単位は区なのか市なのか。市民と行政のギャップ。 ・区長の権限と本庁担当部局の権限をはっきりさせる ・区の課題から経営戦略会議までの道筋が区民にも見えるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁と区役所のまちづくり関係部署の役割の明確化と連携 ・区ごとの課題の解決フローを明確化する。 	第15条 組織体制		
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進課の動きをよくする。地域団体、NPOへの情報を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを担当する職員の能力向上 	第11条 市の職員の責務		PI研修 新しい公共に関する研修 参画協働推進員制度
パブリックコメントについて	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの整理に市民が参画できる仕組みをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント制度運用に市民の参画を取り入れる 	第27条 参画の原則	第9条 パブリックコメントの対象 第10条 パブリックコメントの実施	熊本市パブリックコメント(意見公募)制度実施要綱
市民参画と協働の仕組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な意見を色々な形で収集し、市民、団体、行政を繋いでいく役割が「あいぼーと」には求められている。 ・市民参画の場に携わるきっかけが少ない。市民参画と市民をつなぐ仕組みが必要ではないか。 ・「あいぼーと」において、市内300件程度のNPO情報を保有するも、個人情報保護の観点から積極的な情報の提供ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいぼーと」など拠点施設において、参画と協働のニーズを把握し、市民、各種団体、行政が連携できる機会や仕組みづくり 	第32条 地域コミュニティ活動	第16条 自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり 第18条 活動の場の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 市民が公益活動に取り組むための指針 V-1情報共有化への環境整備 (1)活動団体の情報発信と提供 V-2交流、ネットワークづくりの場の提供と活用 (1)熊本市市民活動支援センターの活用 (2)地域コミュニティセンター、公立公民館の活用 市民活動支援センター規則、要綱
情報公開について	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示、情報公開という意味では熊本市は全国に劣る。特に政策過程における情報開示の部分について見直すべき。 ・情報公開の間違った使い方があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策過程の情報公開についての制度の見直し 	第25条 情報共有の原則 第26条 個人情報保護	第3条 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開条例 情報公開条例施行規則 情報公開条例事務取扱要綱 情報提供の基本的な考え方
議会への市民参画について	<ul style="list-style-type: none"> ・議会への市民参画について実践的に考えていくべきである。議会への市民参画がなければ、熊本市政の進展はないとおもっている。 ・市議会や県議会の選挙があれば、区単位の自治が強化される方向に進むと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会への市民参画の推進 	第4条 自治運営の基本原則		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり」という言葉の使用について自治基本条例との整合性を図りながら整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例との整合性の徹底 ・方針や計画などについて「まちづくり」の言葉の整理が必要 	第38条 最高規範性		自治基本条例との整合性協議